

## ○多摩平中央公園地区センター焚火ゾーン利用に関する要領

令和7年3月4日制定

### (趣旨)

第1条 この要領は、多摩平中央公園地区センター焚火ゾーン(以下「焚火ゾーン」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (利用時間)

第2条 焚火ゾーンの利用時間は、午前10時から午後8時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に利用時間を変更することができる。

### (利用条件)

第3条 焚火ゾーンの利用条件は次の各号に掲げる事項に該当するものとする。

- (1) 誰でも参加可能な催しであること。
- (2) 個人利用でないこと。
- (3) 営利活動でないこと。
- (4) 宗教活動・政治活動でないこと。

### (利用の方法)

第3条 焚火ゾーンを利用しようとする者は、多摩平中央公園地区センター（愛称：ほっとプレイスうちたす）の活動利用フォームより申込むものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査の上、焚火ゾーンの利用を許可するものとする。

### (遵守事項)

第4条 利用者は、焚火ゾーンの利用に当たって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用責任者を定め、焚火ゾーン利用中の安全管理及び防火管理を行うこと。
- (2) 利用日までに揚煙行為等の届出を日野消防署に提出すること。
- (3) 焚火ゾーン以外での焚火はしないこと。
- (4) 直火で焚火をしないこと。
- (5) 焚火ゾーンで喫煙しないこと。
- (6) 近隣住民に迷惑をかけないこと。
- (7) 焚火ゾーンの備品を破損しないこと。
- (8) 薪以外の物を燃やさないこと。
- (9) 消火器を近くに設置すること。
- (10) 使用後は清掃し元の場所に片づけること。
- (11) 火の始末の確認をすること。
- (12) その他、迷惑行為を行わないこと。

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、日野市企画部地域協働課長が別に定める。

### 付則

この要領は、令和7年3月4日から施行する。